

投資顧問契約書

この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定に基づき、契約締結時にお客様に交付しなければならない「契約締結時の書面」と投資顧問契約書を兼用しています。

氏 名 様(以下「甲」という。)

商 号: クロスリテイリング株式会社
登録番号: 関東財務局長（金商）第 2267 号
住 所: 東京都千代田区神田神保町 1-5-1
T E L : 03-5244-5377

—契約にあたってのご注意—

1. 禁止行為

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者への金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

2. 顧客の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結しているお客様は、その投資顧問契約により生じた債権に関し、当社が金融商品取引法に基づき差し入れている営業保証金について、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

3. クーリング・オフの適用

(1) この契約では、クーリング・オフが適用され、その取扱いは以下のとおりです。

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領（電磁的方法による提供を受けた場合も含む）した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとします。
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費代等）相当額を受領することができるものとし、当該契約に係る報酬の前払を受けているときは、契約解除の書面を受領した後速やかに前払い報酬から上記通常費用を差し引いた残額を返還するものとします。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金の請求は行わないものとします。
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ）を受領することができるものとし、この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てるものとします。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返還するものとします。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金の請求は行わないものとします。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- ① 前項に定めるクーリング・オフ期間経過後の契約の解除については、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除することができるものとします。なお、顧客が当該契約期間中に解除した場合、当社がすでに受領している報酬額については返還しないものとします。

甲と、クロスリテイリング株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対して、乙から継続的に投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約（以下「本契約」という。）を締結した。

(投資顧問契約の締結)

第 1 条 甲は、自己の投資資産の運用に関し、乙から継続的に有用な情報の供与を受けることを乙に申し入れ、乙は法令の規定及び本契約の本旨に従い、甲のため忠実な投資助言サービスを行うことを承諾した。

(助言の内容及び方法)

第 2 条 乙は国内株式 (ETF・REIT も含む) の価値等又はこれらの価値等の分析に基づく投資判断に関し、甲に対して、次の会員区分に従い助言を行うものとする。

会員区分	助言の方法等
一般会員 (22) (会員サイト及びメールによる助言)	講師の選定した銘柄のリストを会員サイトにて提供。メールによる売買タイミングの提供。適宜オンラインセミナーを会員サイト上にて実施。

2 甲は、_____ 一般 _____ 会員とする。

3 この投資助言サービスを提供する乙の担当者及び乙への連絡方法は、次のとおりとする。

① 分析等の業務を行う者 石井和夫

② 助言の業務を行う者 石井和夫

③ 乙への連絡方法

電話番号 03-5244-5377

Eメールアドレス info@ishii-st.com

4 乙の投資助言サービスの提供は、甲が乙の「会員サイト」への登録を完了したときより開始するものとする。

(秘密の保持)

第 3 条 乙は、この契約に関連して知り得た甲の財産状況並びにその他の個人情報については、秘密を厳守する。

2 甲は、乙からの投資助言サービスの内容を第三者に漏らし、又は乙の承諾なくして乙の投資助言サービスを第三者と共有してはならない。

(報酬の額及び支払の時期)

第 4 条 本投資顧問契約により甲が乙に支払う報酬の額は、以下のように定める。

① 助言報酬

会員区分	報酬額
一般会員 (22)	月額 8,618 円

注：報酬額は、すべて消費税を含みむものとする。

2 支払いの時期及び方法は、次のとおりとする。

① 甲は、乙に対し、契約締結時にクレジットカード決済により報酬を支払うものとする。

- ② 投資顧問契約を更新する場合の報酬の支払い時期は、前号と同様とする。
- ③ 助言の内容及び方法並びにその回数、報酬体系等、報酬の支払時期については、原則として本契約第 2 条第 1 項及び本条の記載のとおりであるが、運用方針、運用対象・助言方法等、特段の事情がある場合には、甲乙協議により異なる方法を取ることができるものとする。

(運用の責任等)

- 第 5 条 投資資産の運用は、甲の意思に基づき、甲により行われるものであり、乙の助言又は勧告は甲を拘束するものではない。
- 2 乙は、甲の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又は甲に対する特別の利益の提供は行わないものとする。

(契約期間)

- 第 6 条 本契約に基づく契約期間は、契約成立日より 1 ヶ月間とする。
- 2 契約期間満了（翌決済日）の 3 日前（土日祝除く）までに甲から専用のフォームによる契約終了の申し出がない限り、本契約は 1 ヶ月間、契約期間が更新されるものとし、その後もまた同様とする。
- 3 本契約の成立日（契約期間の始期）は、甲が注文手続きを行い、甲の乙に対する報酬の支払が完了した日（決済が完了し、決済代行会社へ着金した日を含む）とする。

(解除)

- 第 7 条 甲又は乙が本契約に違反したときは、相手方は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、甲が乙の定める利用規約に違反したときは、催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 前 2 項による解除は、損害賠償の請求を妨げない。

(反社会的勢力の排除)

- 第 8 条 甲及び乙は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずるもの又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び次の各号にいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわかっても該当しないことを相互に確約する。
- ① 反社会的勢力に自己の名義を利用させること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること
- 2 甲及び乙は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

3 本条の規定により本契約が解除された場合は、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

(通信障害による免責事項)

第 9 条 乙以外を起因とする通信障害の発生により、乙から甲への情報提供が一時的に不可能若しくは情報提供の遅延が起きた場合には、乙は甲に対して一切の責任を負わない。

(契約書の事項の変更)

第 10 条 本契約書に記載した事項を変更する必要がある時は、甲乙協議のうえ投資顧問契約の変更契約書を作成、締結するものとする。

(契約外事項の協議)

第 11 条 本契約に定めのない事項又は本契約に定めた事項に関して疑義が生じた時は、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(管轄裁判所)

第 12 条 本契約に関するトラブルが発生した場合、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、この証書 2 通を作成し、甲記名のうえ、各自 1 通を保有する。

(甲)

(乙) クロスリテイリング株式会社
東京都千代田区神田神保町 1-5-1
投資顧問業者 登録番号 関東財務局長 第2267号
代表取締役 金本 浩

